

平成30年5月11日

産業厚生委員会

(所管事務調査分)

阿久根市議会

1. 日 時 平成30年5月11日(金) 10時11分開議
13時44分散会
2. 場 所 第2委員会室
3. 出席委員 仮屋園一徳委員長、中面幸人委員、濱崎國治委員、
牟田学委員、岩崎健二委員、山田勝委員、野畑直委員
4. 欠席委員 白石純一副委員長
5. 事務局職員 議事係主査 大漣昭裕
6. 説明員
- ・農政課
課長 園田 豊 君 課長補佐 中尾 隆樹 君
課長補佐 下 蘭 富大 君
 - ・水産林務課
課長 山平 俊治 君 課長補佐 大石 直樹 君
係長 大野 勇人 君
7. 会議に付した事件
所管事務調査
8. 議事の経過概要
別紙のとおり

議事の経過概要

仮屋園一徳委員長

ただいまから産業厚生委員会を開会いたします。

白石委員より欠席する旨の連絡を受けておりますので、皆さんに報告をいたします。

本日は、鳥獣被害対策についてと農業振興策について、所管課に出席をいただき調査を行いたいと思います。

鳥獣被害対策については、有害鳥獣捕獲等に関する補助金等の説明を所管課から受けた後、委員から質疑を受けたいと思います。

次に、農業振興策については、五島市での椿についての調査を踏まえて、委員から質問をお願いします。

調査に入る前に、以前、委員から意見がありましたグラスボートの件について、所管課に進捗状況を確認したところ、昨年11月に当委員会に報告した時点から特に進捗はなく、現在は行政側の提案に対する先方の返事待ちの状態であるとのことでありましたので報告いたします。

それでは、所管課に出席いただきますが、関連がありますので農政課と水産林務課と一緒に出席いただきます。

（農政課、水産林務課入室）

仮屋園一徳委員長

所管課に出席いただきました。

本日は、所管事務調査事項の鳥獣被害対策についてと農業振興策について調査を行いたいと思います。

まず初めに、鳥獣被害対策についてを議題とし、有害鳥獣捕獲等に関する補助金等について、所管課から説明をお願いいたします。

山平水産林務課長

それでは、有害鳥獣被害対策について御説明いたします。委員の方も御存じのとおり、まずこの事業は有害鳥獣による農林水産物被害、生活環境の悪化及び人身への危害を防止することを目的とし、本市の基幹産業である農業、林業に携わる方々の耕作意欲等を衰退させないことが一番の目的であります。

また、農林水産省が支援しているジビエ普及とあわせて、販路先の確保と販売先の強化を図ることも必要であろうかと考えております。

不適切な報告による補助金等の不正受給や関係団体の運営に係る課題の解決を図り、農林水産物等の被害軽減対策を一刻も早く進めていく必要性を感じているところであります。

この有害鳥獣被害の目的を達成するためには、これまで水産林務課所管及び農政課所管で、有害鳥獣対策及び捕獲対策に係る補助金等を交付しておりますが、補助金等の種類及び補助事業等の流れの説明に入る前に、狩猟期及び狩猟期以外の区別がつきにくいと思われまますので、その説明からさせていただきます。

狩猟期は、基本的には11月15日から2月15日までですが、阿久根市におきまし

てはイノシシ及びシカについては11月1日から3月15日までとなっております。それ以外の期間が狩猟期以外ということになります。

ただし、狩猟期以外の期間全てについて市が捕獲指示を出すわけではありません。狩猟期以外は捕獲指示がなければ捕獲することができないということになります。補助金額は年度ごとに異なるため、説明が複雑になりますので、ここでは補助金額を抜いて説明をいたします。

それでは、水産林務課所管分及び農政課所管分の補助事業等の種類及び補助金等の流れについて説明をいたします。

まず、水産林務課所管分についてですが、別紙資料1から3まで3種類の資料を配付しておりますが、それぞれ市からの支払先が年度によりましてこととなっております。ここでは資料2の平成26年度から28年度分に基づいて説明をいたします。

資料2をごらんください。左端の上のほうに資料2と書いてあります。水産林務課所管分は表の左側のほうに番号を付してありますが、1から7までの7つの事業がございます。農政課所管分は(3)交付金（農政課所管分）、左端の⑧、⑨、この部分が農政課所管分となります。⑥、⑦の事業は市の直営の事業です。それと⑨の捕獲器購入につきましても、阿久根市鳥獣被害防止対策協議会の事業でありますので、ここでは省略をいたしますが、①から⑤の事業が市から一社、あるいは阿久根市及び脇本有害鳥獣捕獲協会に補助金等が支出をされております。

まず、①の13節委託料、有害鳥獣被害捕獲対策推進業務は、被害相談への即時対応、捕獲方法の検討などを行う委託事業であり、1年を通して実施されて事業でございます。市から一般社団法人いかくら阿久根を経由して、阿久根市有害鳥獣捕獲協会及び脇本有害鳥獣捕獲協会へ支払いがなされます。

②の8節報償費ですが、有害鳥獣捕獲謝金は、鳥獣の種別により単価が異なりますが、表の3行目にありますイノシシ、シカの場合は1頭当たり6千円であります。狩猟期以外で市が捕獲指示を出した場合における捕獲謝金であり、市から一般社団法人いかくら阿久根を経由し、阿久根市及び脇本有害鳥獣捕獲協会へ支払いがなされます。③の19節負担金補助及び交付金の有害鳥獣捕獲活動事業には、出動手当、ハンター保険、えさ代などがありますが、出動手当につきましては、獣類が1日当たり千円、鳥類が1日当たり1,500円の手当の補助があります。ハンター保険につきましては、銃及びわなの2種類の免許を保有されている場合、1人当たり5千円、銃あるいはわなのいずれか1種類の免許を保有されている場合は1人当たり4千円の補助があります。餌代についても補助があります。

これらの全てが猟期以外で市が捕獲指示を出した場合における捕獲活動費であり、市から一般社団法人いかくら阿久根を経由し、阿久根市及び脇本有害鳥獣捕獲協会へ支払いがなされます。

④の負担金補助及び交付金の有害鳥獣捕獲活動犬見舞事業は、猟犬の治療費が1頭当たり5万円以内、死亡見舞金が1頭当たり3万円であり、猟期以外で市が捕獲指示を出した場合における見舞金であり、市から一般社団法人いかくら阿久根、阿久根市及び脇本有害鳥獣捕獲協会を経由し、会員へ支払いがなされます。

⑤の19節負担金補助及び交付金、イノシカ肉流通対策事業は、イノシシ・シカのみが対象となりますが、解体処理費、残渣処理費、猟期中の捕獲謝金、流通対策職員費がありますが、解体処理については1頭当たり2万円、残渣処理費については1頭当たり3千円、猟期中の捕獲謝金については1頭当たり6千円、流通対策職員費については、

1人分の人件費としての補助があります。

猟期中の捕獲謝金につきましては、市から一般社団法人いかくら阿久根を經由し、阿久根市及び協本有害鳥獣捕獲協会会員へ支払いがなされます。

次に農政課所管分の⑧緊急捕獲活動支援事業、いわゆる国の上乗せ交付金ですが、鳥獣の種類によって単価は異なりますが、イノシシ・シカの場合は成獣が1頭当たり8千円、10キロ未満の幼獣が1頭当たり千円であります。狩猟期以外に市が捕獲指示を出した場合の捕獲謝金であり、市から阿久根市鳥獣被害防止対策協議会を經由し、阿久根市及び協本有害鳥獣捕獲協会へ支払いがなされます。

次に、今回の補助金関係の調査についてですが、有害鳥獣捕獲事業に係る調査結果や改善策につきましては、現在、市長との最終的な協議を調整中であり、6月8日の本会議の中で市長が報告しますので、この場での報告は御了承ください。

次に、農政課所管の鳥獣被害対策実践事業、鳥獣被害防止総合対策交付金及び市単独事業の農作物鳥獣防止施設整備事業について、過去、市が実施した事業や現在実施している事業のみ、事業名や内容、要件、補助率等について説明をいたします。

資料4をごらんください。1ページから4ページまでが、鳥獣被害対策実践事業（鳥獣被害防止総合対策交付金）のうち、市町村推進事業であります。

4ページの5行目のウの機材、いわゆる箱わなですが、機材を購入する上限単価を下表に記載してあります。

すみません、2ページの1行目に戻っていただきますと、4番、補助率のところでは推進事業費2分の1以内とあります。その次に括弧書きで自治体が行う取り組みに関わる補助金は定額と書かれておりますが、これについては定額補助で、その下の表の真ん中に実施隊ありというところに200万円とあります。これが補助金の上限額です。これ以内であれば実施隊があるところであれば100%の補助が出ることとなります。本市におきましては実施隊がありますので、定額補助ということで上限単価までは満額、100%の補助となります。

次に、5ページの市町村整備事業であります。その下段にあります3番、主な事業内容のところには侵入防止柵等の被害防止施設の整備というところがありますが、その下のですね、上限単価のところを見ていただきますと、3番目の被害防止施設の上限単価ということで、左から3列目、4列目に上限単価というのが出ております。上限単価を見ていただきますと、直営施工で資材費のみ定額補助の場合というのがありますが、資材購入については定額補助で、補助率としては100%補助ということになります。ただし、労務費につきましては補助対象になっておりませんので、別途この地区の、地域の方々が設置費用というのは負担されることとなります。

次に、6ページのほうが鳥獣被害対策実践事業の緊急捕獲活動支援事業であります。中段ほどに4、補助率とあります。その下の表に鳥獣種別の上限単価を記載してあります。平成29年度までは、イノシシ、シカの場合は1頭当たり8千円でした。30年度以降は、ここに書いてありますように食肉処理等のための施設において搬入した場合、イノシシ、シカですが、食肉処理施設等に搬入した場合、1頭当たり9千円。それ以外の場合が7千円、2千円、その場合は減額されることとなります。そのように30年度は改正をされております。

次に、市単独事業の農作物鳥獣害防止施設整備事業であります。7ページをごらんください。第2条に表があります。この中で防護柵の資材購入費は、一番、表の右端ですね、限度額が6万5千円あります。一番左のほうに5アール以上の農地というよう

な要件が付されております。防鳥網の資材購入費はその下の段ですが、7万円。特に面積要件等はございません。

次に、農林水産物の被害状況であります。市民からの有害鳥獣に係る被害報告や捕獲要望につきましては、過去の実績や現状の報告をいたします。資料はございません。平成25年度から29年度までの過去5年間の実績で申し上げますと、平成25年度が177件、平成26年度が175件、平成27年度が180件、平成28年度が157件、平成29年度が173件となっております。ここ5年間でみますと年間約170件以上の被害報告や捕獲要望が市民から寄せられている状況であります。

そこで毎年、今、30年度に入りまして、5月に入りまして10日くらい経過をしてきてるんですが、毎年4月末、1カ月間で見てもみますと、平成25年度の被害報告や捕獲要望が市民から寄せられたのが4件、平成26年度が22件、平成27年度が6件、平成28年度が22件、平成29年度が36件、平成30年度が18件となっております。各年度によりまして変動はありますが、今のところ平成30年度が特に被害報告や捕獲要望が多いというわけでもございません。

以上で水産林務課からの報告を終わりたいと思います。

仮屋園一徳委員長

課長の説明が終わりました。

これより委員の皆さんから質疑を受けたいと思いますが、先ほど課長からありましたとおり、有害鳥獣捕獲事業に関する調査結果等については6月の本会議初日で報告したいとのことですので、その辺りを御理解の上、質疑をお願いいたします。

それでは、どなたからでも質疑をお願いします。

濱崎國治委員

調査を終了されたということですが、いつで終了されたんですか。

山平水産林務課長

おおむね調査が完了したのは4月末でございます。

濱崎國治委員

先ほどの話で、調査が4月末で終了したけれども、市長との調整がついていないので6月8日の本会議で市長が報告するというところでよろしいのでしょうか。

山平水産林務課長

そのとおりです。

濱崎國治委員

それから報道等でですね、あったんですが、いわゆる適正な処理がしてないということで報道等もあり、市長等も2月22日付で補助金の適正処理についてということで指導されているんですが、報道等でですね、市の職員がかかわったということもちょっと出たんですけれども、その辺の内容といきさつというのを、内容について、あるいはいきさつについてちょっとお聞きしたいんですが。

山平水産林務課長

当初、新聞報道では協会のほうが押印をしたというふうな新聞報道が当初出ました。その後、阿久根市有害鳥獣捕獲協会の臨時総会が開かれまして、その中で各会員から押印したのは誰かといったような質問が出てまいりました。その質問が1回、2回じゃなくて再三にわたり質問をされて、協会の会長としては、協会は押印をしてないというような答弁をされました。その後も再三、誰が押印したのかというのがありまして、水産林務課の職員が私が押印しましたということを発言をしました。

濱崎國治委員

押印した、臨時総会で協会長が職員が押印したと、この押印したというのはどういう書類に押印したということなんですか。

山平水産林務課長

押印の書類につきましては、今の国の上乗せ交付金にかかわる分の書類への押印です。

濱崎國治委員

国の上乗せ交付金の申請書なんですか。

園田農政課長

交付金を受け取ったときの受領の部分ですね。

濱崎國治委員

国の上乗せ交付金の受領印を、市の職員がかわって押印したという理解でよろしいんでしょうか。

大野林務係長

農政課所管の補助金申請の際に、有害鳥獣を捕獲したときの分配方法という申請書の添付資料があった、そこで8千円を2千円会費として引いて6千円払うという、その分配方法の申請書類のところに印鑑を押したということです。

濱崎國治委員

この分配の受領印については、やはり国の上乗せ交付金ですので、国にこういうことで報告するための押印ということなんでしょうか。

山平水産林務課長

この分配方法の書類といいますのは、国も県の本課も求めている書類ではございません。北薩地域振興局が出してくれといったような書類であります。その書類につきましてはですね、一つの獣を、鳥とか獣とか一つのを複数の会員というか捕獲協会の会員がとる場合についての分配方法を基本的には定めたものだというふうに理解しております。一人で獲物を、わななんかで一人で獲物をとる分についての分配方法の書類ではなくて、鉄砲で数名で捕獲する場合を対象とした分配方法だというふうに、申請書類の内容を見たときにもそういうふうに理解できるかと思っております。

濱崎國治委員

この押印についてですね、もちろん印鑑も協会から持ち込まれて、それについて市の職員が押印したのか、あるいは印鑑は別にあったのを市の職員が自発的に押印されたのか、その辺はいかがなんですか。

山平水産林務課長

いつ、どうしたというところまでは、はっきりした時期等については記憶してないところもございますので、ただ水産林務課が協会に対して捕獲指示を出します。その捕獲指示を出す際に、協会なんかの事務負担を軽減するために、協会から一時預かっていた印鑑なんかを毎年、捕獲指示の場合は、ちょっと年度までははっきり記憶しておりませんが押印しております。そのとき預かった印鑑なのか、分配方法のそのときの押印のために改めて借りたのかははっきりしないんですが、そういう印鑑を預かっていたものを市のほうが押印をしたということです。ただ、その分配方法については当然市のほうが、例えば20%とか何パーセントとかというのを協会が運営されていくために、その費用が幾らかかるかというのは市としては、はっきりはわからないわけですので、そこら辺のパーセントについて市のほうで勝手に決めてするような、入れるようなものではないというふうに思っております。

大野林務係長

捕獲指示と言われたのですが、毎年有害鳥獣捕獲を実施する際、阿久根市長に捕獲許可申請を3月にしないといけないものですから、そのときに30年度の捕獲従事者に対する50名とか60名の印鑑を例えば牧尾さんとかあればその印鑑を、捕獲許可申請を市長に出すときに必要なものですから、そのときに捕獲協会に借りに行き行って押したという経緯であります。

濱崎國治委員

人名については、もちろん協会のほうからこれこれ、これだということで印鑑を預かったということでいいんですよね。

大野林務係長

当然、協会のほうから会長の許可を得て印鑑を借りております。25年度であれば25年の3月に、そのころはいかくらはないものですから、マキオドライビングスクールの事務所に行って印鑑を借りてきて押印をしたということです。

濱崎國治委員

私は何のために聞いたかと言いますと、報道によれば市の職員が不正に関与をして、あたかも関与をしていたようなですね、そういうことを受け止めたものですから、これをちょっと聞いたということですので御理解ください。

中面幸人委員

お尋ねいたします。水産林務課では7件の補助事業があつてですね、大体、謝金等については猟期以外に支払われるようになっておりますけれどもですね、猟期以外の謝金等の支払いもあるんですね。

山平水産林務課長

資料2を見ていただきますと、⑤のイノシカ肉流通対策事業の中の3つ目の狩猟期中捕獲謝金、6千円というのがあります。これが猟期中の謝金です。そのほかに、8節の報償費の中に有害鳥獣捕獲謝金ということでイノシシ、シカが1頭当たり6千円。この猟期中以外の分が8節の報償費です。ただ、先ほどもちょっと言いましたけれども、市が捕獲指示を出さなければこの捕獲謝金というのもしません。

中面幸人委員

狩猟期中に出るとありますね。その前にですね、例えば②と⑤に謝金として6千円ありますよね。これは全く別なんですか。例えば1頭のシカをとった、イノシシをとった場合に、②のほうでも1頭6千円ですね。そして今度は⑤のところでも、⑤のこれは猟期中ですね、ということですね。そういうことですね。

山平水産林務課長

⑤のイノシカ肉流通対策事業といいますのは、4つほど、解体処理、残渣処理、捕獲謝金、流通対策職員費があるんですが、狩猟期中捕獲謝金を除いては1年中の分が対象として出ますが、この猟期中捕獲謝金については狩猟期のみということになります。猟期中のみとなります。

大野林務係長

2番の報償費については、有害鳥獣捕獲ですので捕獲指示を出したときに6千円が出ます。その分については、国の上乗せ交付金の8千円も出ます。今度は、5番のイノシカ肉流通対策の猟期中の捕獲謝金については、猟期中ですので捕獲指示がなくてもとれるんですが、阿久根にはいかく阿久根があつたものですから、いかく阿久根に持ち込んで解体した分については報償費として、報償費じゃないんですけど補助金の中で捕

獲報償金という形で6千円出しますということです。これについては、国の上乗せ交付金の8千円はつかないということです。

中面幸人委員

私がちょっと知り得た情報ではですね、猟期中に111頭捕獲している。8名の会員の方がしている。そのうち、それぞれ8名の方が何頭かずつとっているんですけども、111頭のうち1人の方が大体50数頭、約60頭近く捕獲しているのを見たんですけども、私はその猟期中の短い期間に1人50数頭とれるもんなんですか。

山平水産林務課長

50数頭というのは、1人でとるにはかなりの頭数だというふうには思っております。ただ、それをとったかとっていないかということについては、こちらが調査のしようがないところであります。

大野林務係長

それについては、とった捕獲謝金の写真が実績表で出てきます。その写真が同一個体ではないか、あるかというの確認を市がして、違った場合に出すということになっています。もしその50頭のうち、同じものがあればこれは違いますよ、同じじゃないですかということで抜くという形です。そのときは全て違ったということです。それと猟期中に50頭とれたという話は、平成28年度に特例なんですけれども、猟期中だったんですが、大川、鶴川内、山下地区に被害がひどいということで、特例で有害鳥獣捕獲指示を2月1日から3月15日までかけたという特例の件であります。基本的には猟期中は先ほどの説明でもありましたように、有害鳥獣捕獲はかけておりません。ただ今言われた100何頭とった分には国の上乗せ交付金もついております。

中面幸人委員

猟期中の例えば私が言う111頭とったときの分については、国の上乗せ分もついてるわけですね。

大野林務係長

有害鳥獣捕獲指示を出してありますので、ついております。

中面幸人委員

例えばですね、今確認の問題もありますけれども、111頭の確認の問題もありますけれども、例えばいかに、いかに阿久根に持ち込んだものについて払うというものもあるじゃないですか。この111頭については、いかに持ち込んだの確認をするんですか。

山平水産林務課長

この分については、いかにには持ち込まれておりません。それと申しわけございません。先ほどちょっと確認が、111頭の確認ができないというような発言をしたんですが、先ほど大野係長が述べましたように実績報告書、写真等が上がってきますので、それに基づいて同一個体がないかというのは、毛並とか刺し傷とか、色ではなかなかわからないんですけども、考えられることは想定して確認をしております。写真で確認をしております。

仮屋園一徳委員長

その111頭をいかに支払わなかったそのほかの、支払い方法について説明、どこに払ったのか。

大野林務係長

支払いについては、有害鳥獣捕獲指示ですので、この表にありますように②の報償費

で一般社団法人いかくら阿久根のほうに支払っております。そこから捕獲された個人の方に、会員の方に支払われています。

中面幸人委員

例えば、いかくらに運んだやつについて支払うというものではないわけですか。

大野林務係長

猟期中であれば、有害鳥獣捕獲指示をかけなくてもいかくら阿久根に持ち込んだ場合は、解体されれば6千円を出せるんですが、いろいろ今回のような件があって、いかくらには持ち込めないとかあった手前、有害鳥獣捕獲指示を出さなければ何も出ないんですけれども、2月1日から3月の15日まで大字3地区に出した手前、8人の方が捕えた場合には2番の報償費のほうで6千円が出たということです。

中面幸人委員

例えば、その8名の方で1人以外に、50数頭とった人以外はそれぞれ五、六頭とかいう中で、1人だけ59頭だったかな、50数頭というのは、それは確実に確認した頭数なんですか。先ほどちょっと、よくわからなかったんですけども。

大野林務係長

写真により確認をしております。

中面幸人委員

例えば、口を濁すような形で答弁をされておりますけれども、例えば例規の中には、例規集の中には、条例の中にうたわれております例えばその他についていろいろ例規上載っていないものについては、例えば市長の判断でできるようになっておりますよね。鳥獣捕獲に対しての例規集がありますよね。条例がありますよね。例えば、こういういろんな中身について書いてありますよね。例えばそういう特別な事例というのは、市長の判断でできるわけですね。

大野林務係長

特例で2月1日から3月15日までかけたというときには、その前日に農家とか区長さん方が来られて被害が大きいからということで市長と話し合いがあって、被害が甚大だということでかけたということです。一応、今であっても猟期中でも、かけなくてもとれるものですから、今、基本的にはかけてないんですが、余りにもひどくてとる人がいないのであれば、猟期中であっても有害鳥獣捕獲指示を出して報償金を出すなりということとはできるということです。

仮屋園一徳委員長

ほかの委員から。

山田勝委員

これはなかなかですね、私たちもよくわからない。資料1から確認しますね。資料1のこれは水産林務課の所管ですよ。1番目は推進業務、2番目は鳥獣捕獲謝金のイノシカで6千円、書いてございます。それから後は出勤手当ですね、出勤手当1日千円、1,500円、ハンターの保険代、いろいろございます。それから犬ですね、それから5のイノシカ肉流通対策事業の解体処理費2万円というのは、結局2万円プラス1頭当たり残渣処理費が3千円、猟期中の捕獲謝金が6千円、こういうことで2万円のうちじゃなくてプラスですか、これは。2万円プラス、解体処理費プラスということになりますかね。

山平水産林務課長

今、委員がおっしゃられるとおりでございます。2万円の中に全てが含まれるわけじ

ゃなくて、あくまでも解体処理費が2万円、残渣処理が3千円と別々になっております。

山田勝委員

捕獲謝金の6千円というのは、上の2番目の6千円と同じなんですか。

山平水産林務課長

2番目の報償費の6千円と、ここの5番の猟期中の捕獲謝金と一緒にじゃないかという
ような質問でございますが、これは全く別でございます。一緒ではないです。

山田勝委員

そしたら1頭ですね、1頭いかに持ち込むことによって、1頭当たり幾ら予算を
計上するんですか。予算を見込んでいますか。流通対策職員費も入れてあります。

大野林務係長

猟期中、猟期外も外してとったやつをいかに持って行った場合は、今の5月であ
りますと猟期外ですので、上のほうで6千円が出ます。それをいかに持っていった
ら、解体をした場合は2万円と3千円が出ます。で2万9千円になります。それが例え
ば11月1日になりますと、上のイノシシをとっても2番では出なくて、下のほうの猟
期中の6千円が出ますから、結果的には1頭当たり2万9千円で、お金自体は一緒なん
ですけども、猟期中は補助金の中で出て、猟期以外のときには上の報償費で出るという
ことです。

山田勝委員

1頭当たり、どっちにしても1頭当たりいかに持ち込めば2万9千円出るという
ことですね。その2万9千円の中の流れというのは、例えば、もちろん流通対策職員費
というのはこれには書いてないんですが、これには入ってるんですか。これは2万円の
うちに入ってるんですか。

山平水産林務課長

ここの流通対策職員費について、市から補助金を出しているのは139万2千円です。
25年度から28年度までです。

山田勝委員

これは1頭当たりには関係なく139万2千円出してるということですか。

山平水産林務課長

別に出してます。

山田勝委員

自分たちが認識不足ですね、こういうふうに行っている部分がたくさんあったん
ですがね、今回わんわん、わんわん言われてみてですね、見苦しかねという気持ちもある
んですが、今、水産林務課長が説明させた農政課がお金を出す分というのはどこですか。

山平水産林務課長

農政課につきましては、この表の(3)、一番下のほうですが、交付金（農政課所管分）。
この9番については、阿久根市鳥獣被害防止対策協議会が直営で行っておりますので、
実際は他の団体とかに出していく分につきましては、この8番の緊急捕獲活動支援事業、
国の上乗せ交付金の29年度まではイノシシ、シカの場合は8千円。農政課の分はこれ
だけが、他の団体への補助金としては捕獲関係についてはこれだけです。

山田勝委員

このね、阿久根市鳥獣捕獲協会というのは、構成団体はどこどこなんですか。いやい
や、阿久根市鳥獣被害防止対策協議会。

園田農政課長

こちらについては、私がこの会長ということで位置づけられまして、農政課長が、あとは水産林務とか担当職員とかJAさんとか、その関係機関で構成する機関になります。

山田勝委員

なら、そういう関係機関で話し合いをして、そして鳥獣対策を具体的にどうするかというので、これは猟友会に、これは鳥獣捕獲協会というふうに割り振るわけですか、その会で。

園田農政課長

この8千円の交付先といいますか、基本的には個人に支払う交付金になりますけど、これまではそれぞれの、阿久根、脇本の捕獲協会にとれた実績を上げていただいて支払いをしとったという形になります。ただ、29年度についてはいろんな事情も、これまでの事情もございましてそれぞれに市役所に出向いていただきまして、個人個人にお支払いをして受領印もそれぞれからいただいております。

山田勝委員

私はな、結局この8千円に対する印鑑をついた、つかんという問題で盛り上がっているわけでしょ、実際は。どこがなら一番盛り上がっているかと言えば、この交付金の印鑑を誰がついたかの世界の話でしょ。こげんたはつきりしとかんな。だから私はね、今回思っているんですが、阿久根市猟友会といかくらは全く別の団体であるということなんでしょうか。確認しておきますけど。

山平水産林務課長

阿久根市有害鳥獣捕獲協会と一般社団法人いかくら阿久根は、基本的にはと言いますか、阿久根市有害鳥獣捕獲協会と脇本有害鳥獣捕獲協会の会員の中から上がって、一般社団法人の役員として、基本的にはその両協会の総会から上がって来た人が一般社団法人の社員ということになります。

山田勝委員

なるんだけど、経営そのものは別ですか、別じゃないんですか。一緒くたに話をしていいんですかって話です。

山平水産林務課長

経営は全く別というふうに考えております。

山田勝委員

例えば、鳥獣捕獲協会はですね、それぞれ猟友会という名前のもとに総会をして決めていくんですよ。ところが、決めていって決めたとおりにしていけばいい話で、それから今度は社団法人いかくらのほうはですね、また別にいかくらのそういう役員の中で決めていけばそれでいいんですか。

山平水産林務課長

一般社団法人いかくら阿久根の定款を見てもみますと、一般社団法人の社員とか代議員とかそういった中で、役員で決められるような形になっております。それで、強制力はないと思うんですが、ただ、いかくら阿久根をやっぱり存続していくためには、イノシシ、シカとかアナグマ、ジビエを各隊員がやっぱり獲物をとってきていかくらに持って来ていただいて販売していくというのが、いかくらが特に農林水産省のモデル17地区に指定をされておりますので、そちらのほうに一般社団法人いかくら阿久根としては動いていただきたいという思いも自分もあるし、多くの方々がやっぱり自立してどんどん売り上げを伸ばしてもらいたいというふうに思っていると思います。そういう意味からすれば、やっぱり会員にきちんと一社のことも説明を、運営とか決算状況についても

やっぱり説明をするべきではないのかなと。ただ、強制力はありません、定款を見る限りでは。

山田勝委員

何で私がそう言うかって、あなたが言うようにですね、会員の皆さん方の協力を得なければ経営はできないんですよってということが一つですね。でも、どれだけたくさんとってもですね、山の中にいけていっちょくわけいかんたっで。それを処理してくれるところがあつたらそれもフィフティフィフティですね。それはもうおはんどが処理してくれな、うんどんも困ったっではんという、お互いにフィフティフィフティの関係でないどっちが強してどっちが弱いということでは私はないと思いますよ。ただ、今考えないかんことは、これとこれは別に話をしていかなですね、あいもこいもごっちゃに話をして、私が聞くところによるといかくらがもうわざれかもうけとって。あいどが悪かこっばっかい、いかくらがしとうような話をする人もいますよね。そういうことがあるので、私は2つに分けてやっぱり考えたほうがいいのかと、今思っていますよ。だから、今農政課が出してる、農政課の分ですね、8千円のうちの6千円についてはですね、これは誰が決めて、なら8千円のうち6千円は会員に、2千円は誰にとというふうに誰が決めたんですか。やはり猟友会で決めたんじゃないんですか、これは。市が決めたわけじゃないでしょ。

山平水産林務課長

市は決めておりません。可能性といいますか、阿久根市有害鳥獣捕獲協会とか両協会が決めるべきことだと思っております。

山田勝委員

だから今までは決めてね、今まではちゃんとしてきましたと。ところがここ二、三年、余りにもいろんなものがどっさい銭が出てきたもんで、この問題が発生したと思うんですよ。お金が小さいときにはみんな言わんたいどん、ふとなれば（聴取不能）、だからそれはそれでいいですよ。ただ私はね、はっきりみんなしとらな、2千円と6千円に決めたのは私たちがきめたんじゃないんですよって。あなた方、両猟友会が決めたんですから、その分についてはいいじゃないですか。ただ、印鑑をついた分についてはですね、私は、私の個人的な感情ですけどね、農政課はこのお金を、ごめんなさい。農政課のこれじゃなくてですね、今話によるとですね、出動手当についてですね、調査があつて、1カ月に2度しか出とらんたいどん29日出たごとなつとったとかという話を聞くんですが、それも事実なんですか。それは、修正すればそれはそれでいいですよ。みんな呼んで修正しやったわけですから。そのお金はこの資料1の3番目のお金ですか。

山平水産林務課長

今、委員が言われる出動手当は3番目の資料です。ここについては、調査は終了しておりますが市長との協議がまだ調整中でございますので、ここでの答弁は控えさせていただきます。

山田勝委員

その出動手当の分については、金額からして大したお金じゃないというけど、それは人数とですね、それから30日のうちに29日出たていえばすごい日数になるよね。人数も多いから。金にしてみれば1人千円じゃいどんからん、相当な金になると思いますよ。それは今まで払とつとや払とらんとやこれほどここに払とつとよ。

山平水産林務課長

当然、実績報告が上がってきますので、検査をして支払いはしております。ただ、こ

うという問題が生じて、不正な部分というようなのも報道をされてきておりますので、調査はしております。

山田勝委員

調査はしておりますやんか、それは例えば2日か3日しか出とらんとに29日出たごとしてあったでやっていう分についても、もうお金は一遍は出してあるんですかって、会員の方々に。

山平水産林務課長

実績報告を受け取って検査をした段階では、正当なものだというふうに理解をしまして出しています。

山田勝委員

だから猟友会に出しているんですか、会員に出してるんですか。

山平水産林務課長

協会のほうに出しています。すみません、年度でいろいろ違うんですけど。

仮屋園一徳委員長

年度が違うんですけど、そういった実績に応じて支払っているんでしょということですので、29年度は別にして28年度まではその実績に応じて支払っているということでしょう。

山平水産林務課長

はい。

山田勝委員

だから、どこに支払っているの。

山平水産林務課長

例えば資料1がですね、25年度分なんですけど、両協会に支払ってます。資料2のほうで26年度から28年度分につきましても両協会への支払いです。

仮屋園一徳委員長

いかに払ってそこに行くんでしょ。

山平水産林務課長

25年度分についてはですね、市から両協会にいつてます。資料2の26から28年度については、市からいかに阿久根に払って、経由をしまして両協会にいつてます。

山田勝委員

それは、狩猟期間外だからの話だよな。どうなんですか。

大野林務係長

3の出動手当は、有害鳥獣捕獲指示を出した場合ですので猟期外です。

山田勝委員

猟期外だから、いかに通じて支払いをするけれども、いかに各協会に支払いをしているということだよな。

そうだったら、例えば各協会に支払いをしました。各協会は、その出動手当を会員に支払っているのか支払っていないのかという確認はしたことはありませんか。

山平水産林務課長

今、その分についても調査をしているところです。

山田勝委員

簡単にわかりそうな話だけどね。調査中だということ、まだ調査は終わっていないということだよな。

なら、今の印鑑については国の補助金には関係ないことだよな。今の出勤手当については。

山平水産林務課長

今の出勤手当については、国とは全く関係はございません。

先ほど調査中と言いましたが、阿久根市としましては最終的に両捕獲協会に、経由はしたりはしていますが、いかく阿久根を、両協会へ払うものだというふうに阿久根市としては思っておりました、これまで。ただ、先ほどから出ているように金額がかなり、補助金が大きくなってきて、会員のほうからやっぱりいろいろな総会とか臨時総会、説明会の中でいろいろ不満が出てきまして、やっぱり謝金は会員に払うべきものじゃないかというような意見がかなり出てきました。そういう中で、阿久根市としても一社の運営をしていくためにやり方として一回捕獲謝金とか会員に全部払って、その運営費として総会等での了承を、会員の了承を得て徴収して運営していく方向で進めてもらいたいということも、途中からそういう方向にと言いますか、最初はそこまではっきり言って気がつかないところもありました。各会員に幾らいつてるかというのも。それで、その後そういう問題が出てきまして、そこら辺についても市としては把握をしておくべきじゃないかということで、そこら辺については今確認をとっているところです。

仮屋園一徳委員長

すみませんが、ここでちょっと休憩しますので。

(休憩 11:23~11:29)

仮屋園一徳委員長

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで、農政課長より発言訂正の申し出がありますのでお願いします。

園田農政課長

1点、訂正させていただきます。最初の濱崎委員の質問の押印の件で、この押印はどいう印鑑かということで、私は受領印とお答えしましたが申請の印鑑でした。すみません、修正をお願いいたします。

仮屋園一徳委員長

引き続き、委員からの質疑を受けたいと思います。

野畑直委員

ちょっと説明をお願いします。資料2で説明がありました水産林務課所管分の3の負担金補助及び交付金、有害鳥獣捕獲確認活動事業の中のハンター保険についてですけれども、これは2種類、銃とわなの免許を持っている方、それと1種類の場合は銃またはわなの免許ということで、ハンター保険について5千円、1人、2種類の場合は、1種類の場合は4千円して、これはハンター保険料を年額補助する額という考えでいいんですか。

山平水産林務課長

このハンター保険料については、補助がなければ当然会員が出さないといけない金額ですので、その分を補助するという意味でございます。

野畑直委員

出勤手当とですね、この書き方であれば、ハンター保険だけ書けばですね、1種類持っている方は1日4千円もらえるのかなという勘違いもするのかなというふうに思われ

でも仕方がないというところもあるから、ハンター保険料、年額4千円とかと書いてもらえればよくわかりやすいので、そのほうがいいのかなど思ったんですが、どうですか。

山平水産林務課長

確かに今言われるとおりでございますので、年額幾らとかいうふうにわかりやすく記載したいと思います。

野畑直委員

それからですね、(2)の直営の水産林務課所管分の報償費についてですけれども、この有害鳥獣捕獲対策協議会謝金として、これは支払先だと思うんですが、阿久根市猟友会会長となっておりますが会長に支払うんですか。脇本猟友会会長とか、会長に対する謝金があるんですか。

山平水産林務課長

ここの分の謝金につきましては、農政課所管の分ですね、阿久根市鳥獣被害防止対策協議会と水産林務課の阿久根市有害鳥獣捕獲対策協議会、ほぼ同一の日に、年度末に会を開いておりまして、その際に支払われる謝金です。1日2千円か3千円かのその謝金の支払いの分です。

野畑直委員

今聞いているのはですね、説明があつてそういうことなんでしょうけれども、会長に支払われるんですかということ。

山平水産林務課長

これは、阿久根と脇本の両協会の会長が委員になっておりますので、その会長へ支払われることとなります。

野畑直委員

今ここにですね、今のところですが、有害鳥獣捕獲対策協議会謝金、あるいは農政課分については阿久根市鳥獣被害防止対策協議会、これは言葉が同じようで名前は違うというふうに受け取るんですけれども、これと阿久根市鳥獣被害防止対策協議会というふうに理解すればいいんですか。

大野林務係長

水産林務課所管の鳥獣被害対策協議会は、先ほども言いましたが次年度の有害鳥獣捕獲をかけるときの指示、捕獲頭数であるとか捕獲隊員のメンバーを決めるとか、その会議でありまして、だから阿久根市有害鳥獣捕獲対策協議会という名前になってます。下ののは、農政課所管の分は名前は似てるんですが、全く別物です。

仮屋園一徳委員長

わかりますか、阿久根市鳥獣被害防止対策協議会の中でしますけど、水産林務課のものは、有害鳥獣捕獲対策協議会の謝金ということで会が別ですよということの説明です。

野畑直委員

この有害鳥獣捕獲対策協議会というのは、何名でされてるんですか。

大野林務係長

阿久根猟友会会長、脇本猟友会会長、阿久根警察署、北薩森林管理署、県の北薩地域振興局職員、JA阿久根と三笠の職員と市の職員と森林組合とです。

野畑直委員

協議会謝金ということで、その両会長にだけ支払われるということで理解すればいいんですか。あとのメンバーの方には支払われないんですか。

大野林務係長

ほかの方は、勤め人ですので出会謝金が出ないということです。

仮屋園一徳委員長

ほかに。

濱崎國治委員

まだいろいろあるかと思いますが、基本的なことをお伺いします。この資料1は25年度ですよね。資料2が26年から28年度の資料なんですが、25年度についてはいかに阿久根が中間に入ってないんですが、26年度から入ってる、この中間に入った関係で会計処理がちょっとおかしいということになったということに理解していいんですか。

山平水産林務課長

いかに阿久根が年度当初にはまだできてなかったもんですから、当初は協会に払わざるを得ない。それが本来の筋だと思っております。その後につきましては、25年の6月ぐらいからいかに阿久根が設立・稼働されておりますので、26年度からはほとんどの、いろんな捕獲にかかわる補助事業とか謝金とか委託料の関係は一般社団法人ができた関係でこちらに支払われております。ただ、支払い方としてこの方法についてはちょっと反省するところがあるのかなと思っております。イノシカ肉流通対策事業については、一般社団法人に支払ってもいいと思うんですが、ほかの①、②、③、④の分については一般社団法人じゃなくて両協会に本来であれば支払いをしたほうが、こういう問題もあまり生じなかったのかなというふうに思っているところです。

濱崎國治委員

そういうことで、25年度については調査はせず、26年度分から調査されているということに理解していいんですか。

山平水産林務課長

25年度分から調査をしております。

濱崎國治委員

それでは、資料2のですね、先ほどから出ています3の負担金補助及び交付金の出動手当の関係なんですが、これは一般社団法人いかに阿久根に支払って、いかに阿久根から協会、協会から会員という、そういう流れに基本的にはなっているような感じなんですけれども、この受領というのは、いかに阿久根が代表で受領してるんですか。それとも個人会員で受領してるんですか。

山平水産林務課長

一応、市のほうの支払先は一般社団法人いかに阿久根ですので、いかに阿久根、ちょっと詳細な中身については担当からお答えいたします。

大野林務係長

26から28年度までは市の委託料であったり報償金、補助金であったりは全て一般社団法人のほうに支払っております。そこからこの表にありますように、阿久根協会、脇本協会に支払いがなされております。そこから先の会員へどう支払ったというのは、会の分配方法とかいろいろあるもんですから、全てが会員にいったとかというところはまだはっきりとわからないところです。

仮屋園一徳委員長

支払いの方法として、いかに阿久根の印鑑をもらうんですか、めいめいの印鑑をもらうんですかという質問です。

大野林務係長

補助金に係る申請書は、平成26年度から28年度は一般社団法人のほうから上がってきております。

濱崎國治委員

ということは、いかく阿久根の代表者に一括して支払われたということですね。

[大野林務係長「はい」と呼ぶ]

そしたら、このいかく阿久根が出動手当の申請される時は、各個々の出動日数というのを把握していないと申請できないはずですけども、それについては、いかく阿久根が出動手当については、各個々の日数を確認して申請されるということで理解していいんですか。申請しているということでいいんですか。

大野林務係長

有害鳥獣捕獲指示を原則的に1カ月単位ぐらいで出すものですから、指示期間が終わった1週間以内にとれた獲物の写真、出動日数、誰々が何日、誰々が幾らとったとか、それが出てきてその集計で確認しています。

濱崎國治委員

これは、いかく阿久根が申請するとき、いかく阿久根が集計して申請しているということで理解していいんですか。

[大野林務係長「そのとおりです」と呼ぶ]

ということは、いかく阿久根が捕獲協会とか、あるいは、さかのぼれば会員から捕獲協会に来て、捕獲協会からいかく阿久根に来て市のほうに出動手当の申請があるということですね。

大野林務係長

出動手当については、一般社団法人のほうの役員の方が阿久根と脇本から出てますので、あそこに事務員がいるということでそこで取りまとめて、市のほうに報告が来るようになってます。

濱崎國治委員

ということは、問題になっているのは、いかく阿久根で各会員から出動日数を報告があつて、それに基づいて申請した分が申請どおり支払いはされているんですね。各会員からの申請どおり。

大野林務係長

市のほうには会員からではなくて、一社のほうからきております。

濱崎國治委員

でも、先ほどいかく阿久根が申請する場合に、集計するのは各会員からの申請によって集計しないと出動手当は算定できないんじゃないですかということです。

山平水産林務課長

調査をした段階です、その報告といいますか、会員の方々から自分はそんなに出ていないということも聞き取りの中で出ております。結局、各会員からの自己申告ではなくて一般社団法人いかく、

仮屋園一徳委員長

ちょっと、ここで確認のために休憩に入ります。

(休憩 11:43～11:45)

仮屋園一徳委員長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

委員から質疑をお願いします。

山田勝委員

今、濱崎委員の質疑の中で、それから私、交付金を印鑑をついたつかんの話もですね、実はこういう状況になったから発生したことで、つくった予算をですね、執行せないかん立場、農政課もですよ、つくった予算を、つくった補助金をですね、執行せないかん立場であるから印鑑をついてくれという形でな、やったと思うんですよ。印鑑をついてくれな銭なもれならなよっていう感じで、難しく考えないでずっと流れてきたと思うんですよ、お互いに互助会で。だから、もらうほうもですね、自分たちが出たよっかどっさいやっでだまってもろていっちえてよかんの世界やっと思いますよ。だから私はね、ここはこういうお互いに農政課もどこもですね、あそこが悪か、ここが悪かじゃないですよ。悪かつたならみんな悪かですよ。どっさい、例えば27日出とつとを予算を執行する側もですよ、こんなはずはないですよとチェックしていいわけですから、途中でですよ、途中でどこに行っても。だから、今回こういうことが出てきて、うんだ2日しか出とらんとこい、29日出とたごとなつとつたなつて言う人もいるわけですからね。だからそれは、何でかて言ったら、だまってくらつとやればよかんよという、そういう気持ちがあったからだと思いますよ、もらうほうも。もらっていない、それぞれあると思いますよ。だからこういうときにちゃんとせないかんとな。だから私はね、今、野畑議員は、野畑議員も仮屋園議員も猟友会やっで、もろたかもらわんかはそりゃ知らんど、私たちは。でも実際は野畑議員はもろとらんと言つた。仮屋園議員はわからん。だからそういう中で、どこが悪かかて言うたら、私に言わしたら関連者はみんな悪らかな、人ん銭じゃっでどうせ。いつも言うように、みんなのお金、市の予算じゃっで別にみんなよかれればそれでよかんよねの世界やっと思とよね。だから今、濱崎委員が言つたように申請をちゃんと上げないかなよって、上げとらじん払つとうわけやっで、予算があつで。予算があつでよかつじょというて出しとるわけやっで。だから、その付近はもうちゃんとやっぱりせないかんなよね、今後は。

中面幸人委員

ひとつだけ、例えば今まで各捕獲協会から上がってきたやつじゃなくて、勝手にいかくらが人数なんかを、出動の人数をでづらをつくつて出したということやらいな。そうしたときに、脇本のほうだけは全然不正はしてないよじゃなくて両方とも一緒やっど。そこをはっきりせないかんせん。脇本も阿久根も関係なしに、いかくらで勝手につくつたやつですよ。脇本だけしっかりと出面もつけて協会のほうには出してありますよと。どげんじゃつと。

山平水産林務課長

脇本の分についても水増しがあります。ただ、はっきりここで言えないのが、いかくら阿久根でつくつて出されてるのか両協会まできちんといっているのか。

中面幸人委員

そうすれば、それぞれの各脇本、阿久根がそれぞれ割増して出してるかもわからんわけですね。

[発言する者あり]

仮屋園一徳委員長

休憩に入ります。

(休憩 11:49～11:55)

仮屋園一徳委員長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

委員から質疑をお願いします。

野畑直委員

先ほどですね、課長の説明で阿久根市有害鳥獣捕獲協会と一般社団法人いから阿久根については同じようなことを言われましたけれども、私は阿久根市有害鳥獣捕獲協会の会員ですが、一般社団法人いから阿久根とは関係ないと思っているんですが、課長は先ほど同じような感じで言われましたけど、私はこっちに発言権もないし、全然別だと思っているんですが。

仮屋園一徳委員長

野畑委員、先ほど山田委員の確認で別物だという回答がありましたけど。

野畑直委員

再度、答弁を求めます。

山平水産林務課長

どこで言ったのかが、ちょっと自分も記憶がないんですが、阿久根市鳥獣被害防止対策協議会と阿久根市鳥獣捕獲対策協議会と阿久根市有害鳥獣捕獲協会、その3つに絡んでのことでしたかね。

野畑直委員

先ほど、私は会員です。ですから阿久根市有害鳥獣捕獲協会は一般社団法人いから阿久根の設立した7名ですか、8名ですか、その人たちのものであって、協会員はいから阿久根とは関係ないと思っているものですから、そこを、私の聞き間違いかもしれませんけれども、皆さんも勘違いしてはいけませんので、一般社団法人いから阿久根については捕獲協会の会員は何も口出しができないわけだから、そこをはっきりと委員の皆さん方にも教えとってもらえればと思って、ちょっと質問をしました。

山平水産林務課長

今、野畑委員がおっしゃるように、いから阿久根と阿久根市有害鳥獣捕獲協会は全く別です。別ですので、阿久根市有害鳥獣捕獲協会の会員が一社の運営とか予算関係とかについてどうのこうの口出しはできません。ただですね、一社のほうの社員とか代議員とかにならなければ、いから阿久根の社員とか代議員にならなければ言えないんですけど、なる権利と言いますか、阿久根市有害鳥獣捕獲協会から推薦をされていけば、社員とか代議員とかになっていけば、言う権限は出てきます。ただ、そこが協会の総会の中で恐らく役員の推選ということで、総会の議題で阿久根市有害鳥獣捕獲協会の総会の議題の中で上がってきていると思うんですけど。

野畑直委員

今ですね、代議員制度の話も出ました。そして、先ほど上乗せ分の8千円の2千円がいからの経費であるとかこういうことは平成26年度に決まったことだと思うんですよ。私はその後に会員になったものだから、私たちには総会の中でも、私は捕獲謝金をもらったことはありませんのでわからなかったんですが、このようなルールについて代議員制度がありますよ、そしていからの経営のために2千円はもらいますよということは私たちには全然教えてなかったんですよ。だから総会のたびに会員の方たちにもそういう、新しい会員もどんだんふえてきましたので、そういうことを一部の人

間だけ知っていて私たちには知らされなくて、それをさもみんなが、会員が納得しているようなことで話をされたら困りますので、これは26年度当初に決まった、代議員にしても、だと思えますよ。私たちが入ってから代議員を決めましょう、どうしましょうという、総会の中で1回も出たこともなくて。

仮屋園一徳委員長

休憩に入ります。午前中を大体ここで終わりにして、午後から再開したいと思います。

(休憩 12:00～13:01)

仮屋園一徳委員長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

委員の皆さんから質疑はありませんか。

野畑直委員

午前中の質疑の中でですね、一般社団法人いかくら阿久根と阿久根市有害鳥獣捕獲協会の関係についてはですね、捕獲協会のほうから代議員制度ということで、いかくら阿久根の立ち上げてるメンバーとは一人だけ協会のほうから代議員として入ってらっしゃるみたいですので、全く関係ないということではなかったことをちょっと確認ができましたので、課長に対して全然違うんじゃないですかという発言をしましたけれども、そういう代議員制度ということで関係がありますけれども、基本的に協会の一会員としては発言権がないということを私のほうからは言いたかったということでもありますので御了解いただきたいと思います。

仮屋園一徳委員長

ほかに委員から。

山田勝委員

この際ね、やはりね、はっきりしとかないかんと思えますよ、いかくらと捕獲協会と言いますかね、猟友会との話は。いかくらはあくまでも経営は別ですよ。ただし、お互いにこちらの協力がなければいかくらも運営できませんよ。いかくらがないと私たちも困るんですよという関係やったって、イノシシはとったいどんどげんすかいの世界ですからね。だから、イノシシはとったけど放っていっちょくわけにいかんで、ということでいかくらというのはスタートした話だからね、その付近はね、やはり全然経営は別だけれども、お互いに協力関係にあるんだよということだけはやっぱりしとかないと、ところがややもするとね、今、野畑委員の話をしたときに、うんだ役員でもないでもやんかいどんて言って、わんわんわんわん言ってくればまた困る部分もあつとよね。だからその付近ははっきりしとけばもめないと思うよ。だから、関係があるよって、権限があるよっていうことにしとったらね、もめるから、権限はないです、何はないですよ、でも協力関係にはありますというふうにしとかないと、協力しないという、例えばの話が、私たちはいかくらには協力しませんよっていう人は持って来んわけやっで。そうなんでしょ、今。

山平水産林務課長

今言われたように、いかくらはもう必要ないという方も会員の中にはいらっしゃって、協力関係が一部保ててない面はあります。

山田勝委員

それはね、個人の自由だからしよんない。ただ、そういう方々はかなりのたくさんと

られる方もいらっしゃると思うんですが、肉はどうされるんですか。

山平水産林務課長

恐らく、捕獲する頭数がかなり多い方もいらっしゃいますので、どういう処分をしているかはこちらも把握はしておりませんが、肉にしないで処分している頭数も多いと思います。

山田勝委員

それは別に法律が、イノシシをここで処理せなならん、こうせなならんという法律はないんでしょ。ここは大事だと思う、法律はないんですか。

山平水産林務課長

法律でどうしなさいということまではないというふうに自分は思っておりますが、以前ですね、持っていかないんだけど何か市でできないのかというような問い合わせもありました。市としても、とにかくジビエの普及というのも当然、いかくらがやっぱり黒字経営と言いますか、自立を最終的にはしてもらわんといかんという立場もありますので、市としても、そういう意味からやっぱり協力はさせていただく努力はしていくべきだろうとは思いますが、努力で恐らく協力を得られない方も数名はいらっしゃると思っております。そういう方については、自分で処理してもらえないというふうには思っています。

山田勝委員

私は以前ね、食肉検査員と話をしたことがあるんですよ。イノシシは検査対象でないんですかって言ったら、イノシシは家畜じゃないですので検査対象になりませんと。私たちは家畜の検査をする仕事ですから、イノシシは家畜じゃありません。でも一部、ある大学では鳥獣も人間の口に入るんだから、やはり厚生省の管轄でね、ちゃんと検査をせないかなよってという動きがあるのも事実ですけども、そこまではまだ法律をつくるところがないので、ただ阿久根市にですね、今言われたように、いかくらでも、ちょっと確認しますが、いかくらで処理してもらえる頭数のほうが多いんですか、少ないんですか、全体として。いかくらでほとんどのところが処理されるんですか。

山平水産林務課長

今の御質問は、阿久根で捕獲した頭数の全体頭数の中で幾らぐらい、いかくら阿久根で解体処理されるかということですかね。その一部の会員を除いてはですね、持って来ていらっしゃると思いますので9割程度は処理がされております。

山田勝委員

ちよっともう一遍、例えば1頭持ってきますよね、イノシシを。持って来て処理します。その肉は基本的にはどうするようになってるんですか。肉は、イノシシは誰のものなんですか。

山平水産林務課長

イノシシ自体はいかくら阿久根で買い上げるとかというほうに今なってないので、基本的には捕獲した会員のものということで理解しています。

山田勝委員

私が聞いたところによるとね、捕獲したイノシシを持ってきます。解体、屠殺していただきますけれども、本人がお持ち帰りの分については持って帰っていただきます。どげんかしてくんやんていう分については、もらうのか払うのかはわからんけど、いかくらのほうで処分させていただいていますというふうになってる、それが今普通ですか、常識ですか。

山平水産林務課長

一応、猟期とですね、猟期以外の分で2分の1とか3分の1とか、いかくらがとって、あと本人がとっていく分という比率は一応決められてはいるようです。ただですね、それについてもまた途中でちょっと改正があったりとか、それでちょっと余計なことかもしれないですけど、今後のジビエ普及という、今実際流通に出回ってる量がものすごく少ないです。あそこで解体処理された中で販売をされているのが。それをやっぱり販売を、例えば会員から1頭幾らとかで買い上げて、それを流通に、解体処理した肉をふやして販売を上げてもらっていくということを市としても期待しているところです。

山田勝委員

じゃいどん、そげんわけいかんで、肉はあなたたちのものですよってということと、それから、肉をみんなどげんすってならんでや。それを、いかくらに売っていただく方についてはキロ幾らで買いますよとかいうひとつのルールはつくらないかんけど、それはあくまでも生産者とかくらの話し合いですからね。ただひとつ、どうしてもいかくらに持って行かないという方々に対して、この2万円は出していないんですか。

山平水産林務課長

いかくらに持ち込まれないと当然解体処理費とか残渣処理費とか、いかくらに持って行かないと出ないわけですので、それはあくまでも6千円の捕獲謝金だけです。

仮屋園一徳委員長

ほかに。

中面幸人委員

今後のことも含めてですね、確認ですけれどもですね、実際私もかんしょをつくっておってですね、ほんともう今植込みの時期なんですけれども、最初でイノシシ対策をしなければですね、イモ類なんかはつくれるものではありません。例えば、9月、10月になってからじゃなくて、もうマルチを張った時点でですね、電気柵等を張らないとイノシシとかシカが走って回ってですね、ミミズを探すためにマルチを剥いでしまうんです。だから本当、農家の人たちはですね、本当言ってイノシシとの戦いです。25年からこういう制度でいろんな事業が導入されておりますけれども、私としては実際はですね、依然と変わらない状況です、実際農家の人たちは。イノシシが出ます。だから箱わなとかですね、自分の近くにも2つくらいは据えつけてもらったりしておりますけれどもですね、そういう状況の中で、確かに25年以前は年間300頭だったのが今はもう1千頭以上とって捕獲頭数はふえているわけですよ。そしてそれは何でかって言うと、こういういろんな事業のおかげで会員の、狩猟者の捕獲意欲が出てきてこういう捕獲頭数もふえてると思うんですよ。そういう意味でもですね、実際こういう事業で全然イノシシがいなくなったということではないですけども、でもことしの、30年度の予算を見てもですね、若干削減されているようでありましてけれども、そういうことを考えたときにですね、やっぱりこういう幾つかの事業がありますけれども、これが減らされるということはないんでしょうね。こういういろんな事業のことでですよ、こういう事業を減らされて、さらに今度はまた被害が出てくれば大変ですので、その辺あたりはどういうふうに課長は思ってますか。

山平水産林務課長

30年度予算については、当然議会で議決を得ております。ただですね、いろんな事業を見たときに、阿久根にしかないものとか、大変阿久根自体が優遇されているというふうに思ってます。当然、農林家の方々のことを考えれば捕獲を、お金を払って捕獲を

どんどんしてもらったほうがいいとは思いますが、ただ、やっぱりこれまで支出してきた額というのがかなりいから阿久根、協会、会員にしても他市と比べれば大きいものがあると思っております。そういう中では、今おっしゃられることはよくわかるんですが、その状況とかも見てやっぱり減額する方向で考えていかざるを得ないのかなと思っております。

中面幸人委員

私もですね、その辺あたりが心配だったから、若干予算等も今後削減の形で進んでいくのかなと、こういう事案があったからですね、思っているんですけども、やはりこの事業というのは本当に農家を守るための事業ですから、不正は不正でしっかりと質してですね、決して捕獲頭数が減らないようにですよ、農家のためにもその辺りを十分所管のほうでも把握していただいて適正なですね、執行をですね、お願いしたいと思えます。

仮屋園一徳委員長

ほかにありませんか。

山田勝委員

もう終わりですけどね、農政課も同じですよ、農政課長。自分たちやんか、こっちゃやっでっておっしゃってよ、自分たちの責任をよ、投げてもう補助金な出さんのすったんくじらんごと言ったのがいるそうだから、そういうのはね、やっぱり言っちゃいかん暴言だからね、そんなのを言ったらね、みんなやる気をなくしたらどげんすつとよ。ないも始まらんど。その付近はみんなで共同で責任をとるんだという気持ちでやっていかないといかんというふうに思っているけどね。だから努力して頑張ってください。

仮屋園一徳委員長

ほかにありませんか。

なければ、次に農業振興策についてを議題といたします。

当委員会では、農業振興策の調査として本年2月に長崎県五島市へ行き椿を活用した地域振興の取り組みについて調査を行いました。

その後の委員会で、本市においてツバキの活用に取り組んでいく上で幾つか所管課に確認及び協議が必要な事項がありましたので今回出席いただきました。

それでは委員の皆さんから質問をお願いします。

野畑直委員

今、委員長から説明があったとおり五島に行ってまいりました。その中で私が今後阿久根市の遊休農地の対策についてツバキを植えてツバキ油をとということで提案した件でありましたけれども、ツバキ苗について相当な本数を要することから、市の農政課のほうでどうにかしてもらいたいという、個人的にはちょっと無理だと思いますので、苗木について五島のほうでは五島市役所が中心になってやっているみたいなんですけど、その辺について農政課のほうではどのような考えかを伺いたいんですが。

園田農政課長

このツバキの栽培育成、ツバキ油ということでお話を若干聞いております。農政課は遊休農地解消、そのような関係の事業は幾つか持っておりますけど、ツバキについては樹木、そして枝物ということでそれに対する補助は現在のところございません。枝物についてはですね、先の事例でヒサカキ、田代地区のヒサカキがありますけれども、水産林務のほうでその苗、枝ですかね、の補助金は所管しております。

野畑直委員

ツバキに対する補助は今のところはないということですが、サカキについてはこの前も新聞等で報道もありました。しかし、五島市役所のほうでは市のそういう関係から苗木については補助を出し、植栽を進めているということなんですけれども、今後、今のところは補助はないということの判断のようですけれども、取り組みとしてそのようなことはもう今後考えないということですか。

園田農政課長

ないということではなく、枝物類ということで水産林務が所管する補助金で扱えるかと思えます。

山平水産林務課長

ヒサカキにつきましてもツバキにつきましても、特用林産物総合対策事業の中で苗木の購入等はできます。ちなみに補助率が県が3分の1、市が3分の1、受益者が3分の1。これはあくまでも苗木の購入に対する補助です。あと労力等は組合といいますか、その方々がやってもらわないといけません。ただ、今、特用林産物総合対策事業の中に幾つか対象となる樹種があるんですが、今、ヒサカキが全県的にはやってきているような状況もありまして、非常に県への要望が多いです。阿久根市においても満額なかなか要望したとおりは認めてもらえないというような状況もあります。ヒサカキは25年度から始めていると思いますが、15名くらいで組合をつくって今やっております、毎年。ツバキについても、そういったような要望が上がってくれば当然個人に出る補助ではありませんので、3名以上で団体と言いますかつくっていただいで規約とかもつくらないといけません。規約については当然阿久根市のほうが協力をしてつくるという形には、

[発言する者あり]

すみません、先ほど苗木の購入費だけと言いましたが、樹林造成まで含めての補助対象となります。

野畑直委員

ヒサカキについての説明はありましたけれども、私が一番考えているのはツバキは海岸沿いに相当強い木で、暴風垣にもなるし、そしてこの委員会の中でも話が出たのは農地造成した中に相当な遊休農地があるということで、海岸沿いにも面しておりということでツバキが適しているんじゃないかという発想のもとで今取り組んでるんですけれども、今、課長が言われたとおりの3名以上の団体で取り組んで、そしてまた規約等をつくることにしないと市もなかなか取り組めないという状況がわかりましたので、集落営農的なものでやっていけるのかなというふうに考えておりましたので、まだ五島に行って調査で終わった段階でまだ初めてこういう話し合いをしましたので、今後そのような取り組みをしていきたいと思っておりますので、また市のほうとしても頭の中に入れてもらえたらと思います。

仮屋園一徳委員長

ほかにありませんか。

ツバキ以外でも、農業振興ですので、あまり外れるといけないとは思いますが、あれば質疑をお願いします。

ツバキのほうでほかの委員の方からありませんか。

[発言する者あり]

では、ここで休憩に入ります。

(休憩 13:23~13:24)

仮屋園一徳委員長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

先ほどの水産林務課長の発言で訂正申し出がありますので発言を許します。

山平水産林務課長

先ほど、平成25年度からヒサカキの栽培をというようなことでお答えしたんですが、一応27年度から30年度まで、27、8、9は実績があります。30年度も一応0.5ヘクタール予定をしております、ヒサカキは今、27年度から合わせて4ヘクタールの植栽の、30年度が予定ですので一応30年度まで含めて4ヘクタールの予定であります。

仮屋園一徳委員長

ほかにツバキの件に関してありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

なければ、農政全般についてですけど、ちょっと予定しておりませんので答えられる範囲で答えていただきたいと思います。

牟田学委員

耕作放棄地の件ですよ、1回伺ったんですが、茶畑があっても刈る人もいないし、値段もなんですけどやめて畑にし直したいと。ところが、それをちょっと聞きに行ったら今の状態がきれいであると、茶畑が。そういう補助的なことはできないという話だったけれども、じゃあ茶はしないというところで畑にかえたいんだけど、できればそういう補助を使ってやりたいなど。でも、今の畑があまりにもきれいすぎてそれに該当しないということだったけれども、じゃあ該当するまでよ、1年か2年かぼさぼさになるまで待つとくというのもだしねっていうところで、そこあたりはできないのかな。

園田農政課長

今、牟田委員からありました話は担当職員から聞き受けておりますけど、この事業、名称のとおりですね、耕作放棄地、いわゆる雑木、あるいは雑草が繁茂してですね、長年において放置されとったというような農地を対象としております。それで、その担当が現地を確認に行きましたところ、茶の栽培は今からちょっと厳しいという生産者の判断ではあると思うんですが、まだつい先日まで生産をされとったような状況が確認できました。しかも、そのお茶の収穫をしたような刈りとった状況も確認できましたので、いけば管理されていた状況を今すぐ耕作放棄地扱いというのはなかなか厳しいかなという判断をしたところであります。

牟田学委員

じゃあ、耕作放棄地じゃなくて、いけば畑を転換するという、そういうのは何もないの。

園田農政課長

転換作物ですね、そういうのは水田におきましてはいろいろな飼料作物、あるいは野菜栽培について国等の補助等もあるんですが、畑の補助についてまだそのような事業があるかちょっと確認はできておりません。もしそのようなものがあるんでしたら、また御案内していきたいと思っております。

[牟田学委員「よろしく申し上げます」と呼ぶ]

仮屋園一徳委員長

ほかにありませんか。

中面幸人委員

この委員会です、継続調査になっている農業振興の、例えば受託組合とか集落営農とかいう件ですけれども、きょうはちょっとあれが違うので、若干所管のほうも考えておってもらいたいのがですね、確かに自分たちの地区は圃場整備等がきれいできている、なっているんですけれども、でも年々、年をとって行って地主さんが実際はできなくなるという状況になってくるんですよね。そうしたときに、現在今、農地を荒らさないために例えば農業法人のよそから入ってきたりとか、そういうふうにしてもらって放棄地にならないで済んでるんですけれどもですね、今後は例えば自分たちの地区なんかでそういう受託組合みたいのをつくらないかなという話もある中で、例えばよそからそういうふうに入ってきたりしていますよね。それとか、例えば今、補助事業の中で例えば農業・農村活性化推進施設等整備なんかで、例えば3人以上グループを組んで機械等の購入に2分の1くらい補助がありますよね。ああいうので、自分たちの地区なんかでもそれを利用して機械なんかも買ったりしてるんですけれども、これはやっぱり行政としてですね、やっぱりちゃんと方向性というか、何かそうしていかないと、例えば去年なんかも、例えばよそから入って来られた農業法人の方が飼料米をつくられて周りには普通の普通米をつくれる人がおってですね、例えばあんまり飼料米については薬をかけなくていいから、食用米をつくっている人が3等米の米しかできんかったとか、大変な状況もあったんですよね。だからそういうことなんかもあるので、ある程度やっぱり行政、JA、農政課もですね、全体的なそういうのを把握していかないとなんかばらんばらんになってきたりと思うんですよ。だから私としては、今後仮に受託組合とかですね、そういうのはどんな形に進んでいくのかなと思っているものですから、その辺あたりの農政課が今後考えていく方向性についてちょっと今後検討しておってもらいたいなというふうに思います。今後のことですね。今後、この所管調査でもなってるものだから。それなんかもわからなくなってきましたね、どうしたらいいのかと思っているんですけれども。

園田農政課長

法人等が近隣市町村からあるいは他の自治体から参入してきて、田んぼ、畑を荒らさないために生産活動をしていただくと、それはもうありがたいことだと考えております。その中で、作物の選択ですね。これについては、なかなかそれぞれの経営の方向性がありますので、これをつくりなさいとか、推奨作物や補助等はあればですね、そこはまた推進も、あるいは紹介もしていきたいとは思いますが、個人のお考えがある中で、なかなかこちらが決定というか指示をするのは難しいところかなとも考えます。集落営農に関してはですね、また別と言え別ですが、やはり飼料作物等には、今、国の米の補助金が普通の食用米はことしから1反7,500円がなくなったものですから、結構そちらに取り組みされて補助金も大きいですね、その生産に転換される農家さんもふえております。ただ、先ほど言われましたそういう、多分害虫とかついて近くで水稻栽培をされている方に被害が及んでいるとかいうのも話も聞いたりしますので、その辺は薬もかけない、いけば飼料作物ですので畜産等に直接餌としてやる分で薬もあまりかけないんですけど、そこは何か対策はないかですね、JAさん、あるいは県の指導員、そういうのにもちょっと話をつないでですね、指導を仰いでいけたらと思っております。

中面幸人委員

今ですよ、自分たちの地区のことを言えばですね、ある程度地区ごとに圃場整備はき

れいに整備をされて、そういう受託組合みたいなのができないことはないですよ。受託組合の形ができれば、例えばすみ分けみたいにして、この団地は例えば飼料米でこっちは普通米とか分けられると思うんだけど、そういう組み分けとかですね。ところが、よそから入ってきたりすればなかなかですね、あるもんだからその辺の調整なんかも必要かなと思ったりするもんだから。それがあからずね、結構入ってくれば受託組合というの、組織も難しくなるのかなと思ったりするもんだからですね。今後のひとつの課題として所管課のほうでも考えとっていただければと思います。

仮屋園一徳委員長

ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

なければ以上で所管課への質疑を終了いたします。

所管課は退席されて結構です。長時間にわたりありがとうございました。

(農政課、水産林務課退室)

仮屋園一徳委員長

それでは、ただいまの所管課との協議を受けて委員の皆様から何かありましたらお願いいたします。

山田勝委員

1日でも早く鳥獣対策を充実してくれないと農産物はなくなります。だから早く執行してください。

仮屋園一徳委員長

ほかの方はよろしいですか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

それでは、ほかになれば所管事務調査について委員の皆様から何かありませんか。

野畑直委員

先ほど3人以上のグループをつくって規約をつくってという話でしたので、委員会のほうとして頼んだほうがいいのか、個別に頼むよりも委員会としてヒサカキの規約等、あるいは他市の規約等をどのようなものがあるのかサンプルをもらって取り組みたいと思うんですが、委員会のほうとしてもらってもらえませんか、サンプルを。

仮屋園一徳委員長

それも結構ですけど、課長の説明ではつくる団体が所管課に行ったら所管課のほうで規約等については作成、協力しますからという説明でしたけど。

野畑直委員

わかりました。

仮屋園一徳委員長

つくる、つくらないは別にして、そういう話があれば所管課と打ち合わせをされたら少しでも前に進むのではないかと思います。

それでは、その他について皆さんから御意見はありませんか。

野畑直委員

今度、13日ですか、知事との語る会に私はちょっとチャリティショーにプログラムもできておまして、チャリティショーの出番と知事と語る会の時間が一緒になってしまったものですから、きのう山田さんからも電話をもらって根比海岸のことも話さないといけないということで、これまで議会の中で取り組んで陳情書も請願書もこれまで阿

久根市議会のほうで取り組んでおりましたので、ぜひこの件について委員会としても取り組んでもらいたいということで、皆さん方をお願い、自分は欠席ですから、お願いをしたいと思って。きのう、山田さんのほうからも言われて、この前一般質問でした写真は知事に提出できるものは持ってきました。

[発言する者あり]

そういうことで、ぜひ、きょうありましたので明後日のことですのでお願いしたいと思うんですが。それをちょっと諮っていただけますか。

仮屋園一徳委員長

事前にですね、私とその知事と語る会について議長にどのような形で進められるのかということで話をしましたら、時間が30分ですね。あと市長部局のほうでその会の進行は、向こうになるということで、市長が挨拶して知事が挨拶してということになると、結構15分ぐらい程度の、

[発言する者あり]

休憩に入ります。

(休憩 13:40～13:43)

仮屋園一徳委員長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

今、野畑委員からありました知事と語る会についての内容については、個々に質疑をしていただくということでよろしいですかね。

[「はい」と呼ぶ者あり]

ほかに委員の皆さんからありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

なければ、本日の産業厚生委員会を閉会いたします。

(散会 13時44分)

産業厚生委員会委員長 仮屋園 一徳